

# 金剛石婚・金婚のご夫婦をお祝いします

平成29年中に金剛石婚、金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。



## 金剛石婚(結婚60年)

昭和32年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

## 金婚(結婚50年)

昭和42年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

## 申し出

6月30日(金)までに下記へお申し出ください。  
皆野町に本籍がないかたは、婚姻日を証明できる戸籍謄本などの提示が必要です。  
※なお、招待状については9月中旬に送付します。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233  
社会福祉協議会 ☎62-4615



山口 喜一郎氏

# 春の叙勲 瑞宝双光章

山口喜一郎氏が、瑞宝双光章を受章されました。  
この章は、公務に長年にわたる従事し、功績をあげたかたに贈られるものです。  
山口氏は、公立小学校校長として、学校教育の振興と充実に尽くされました。  
また、教育行政の面でも町教育委員会教育長を9年間務め、高く豊かな識見と卓越した指導力を発揮し、町の教育の充実と振興に貢献された功績が認められ、今回の受章となりました。

# 児童手当の現況届をお忘れなく！

児童手当を受けているかたは、引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## ○手続き方法

6月上旬に用紙を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

公務員のかたは、勤務先への提出となります。

## ○現況届に必要な書類

受給者(保護者)の健康保険証の写し

## ○提出期限

6月30日(金)

## 児童手当の概要

家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

## ○対象

中学校修了前までの児童を養育しているかたで、日本国内に住所がある場合に支給されます。また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所がある必要があります。

## ○支給額

3歳未満		月額15,000円
3歳～小学生	第1、2子	月額10,000円
	第3子以降	月額15,000円
中学生		月額10,000円
所得制限限度額以上(一律)		月額5,000円

## ○支給月

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 問合せ

秩父広域市町村圏  
組合水道局  
経営企画課  
☎25・5221



今、蛇口をひねれば、あたりまえのように流れる安心・安全な水道水。  
日本では、あたりまえのことでも、世界ではあたりまえではありません。  
この機会に水道の大切さをもう一度考えてみましょう。  
水道週間にあわせて「秩父の水道水」を皆さんにPRするため、イベントを予定しています。詳細が決まりましたら、水道局のホームページでお知らせします。

「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」  
(第59回水道週間スローガン)

6月1日(木)  
～6月7日(水)

水道週間

水道局 HP <http://www.c-kouiki.jp/wd/>